

抹消基準の運用面に関する、協力者会議における主な意見

【日本語能力の判定基準】

- 日本語能力の判定基準として、当面の間CEFRを採用するという理由や問題点について、対外的に説明していく必要がある。

【抹消手続について】

- 3年連続で下まった段階で突然抹消するというのではなく、抹消の判断の前にしっかり指導することが必要である。この基準は、教育が適切に行われていない機関に対して指導することが主であって抹消することを主とすべきではない。また、抹消について判断する際に、教員やカリキュラム、在籍に係る状況等、対象機関の実態等を十分に確認した上で判断すべきである。
- 抹消基準の導入にあたっては、平均的に期待される教育を行っている機関が抹消されるのではなく、教育活動の実態がないような問題のある機関をあぶりだし、抹消していくものであるということを各機関に理解してもらう必要がある。

【日本語能力の把握方法】

- 外部試験で合格率7割を超えるためには、試験を全生徒に受けさせる必要があるが、主な外部試験は受験料負担が生じるとともに実施回数や受験会場に制限がある。既存の試験の現在の実施方法、実施回数によらない何らかの把握方法が必要。
- 外部試験を受けない生徒の日本語能力が把握できるよう、各日本語教育機関が実施する学内試験等を活用することの可能性について引き続き検討する必要がある。
- 外部試験以外の確認方法として、例えば第三者評価で認められた日本語教育機関が行う学内試験について、合格率の算定の際に含めることが考えられる。
- 留学生の試験会場へのアクセスや費用負担等の観点から、コンピューターベースの試験を活用することも考えられる。